

議案第7号

鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例の設定について

次のとおり鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年9月15日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、石綿の飛散等に伴う健康被害の防止に関し、県の責務を明らかにし、及び石綿含有材料等を取り扱う事業者等がとるべき措置等を定めるとともに、建築物その他の工作物の解体工事等に伴い石綿の粉じんが大気中に排出し、又は飛散することを防止することに関して必要な事項を定めることにより、県民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 粉じん 物の破碎、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。
- (2) 石綿含有材料等 石綿の粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる吹付け石綿（石綿を含有する材料のうち吹付け工法に使用されるものをいう。以下同じ。）及び石綿を含有する保温材等（規則で定めるものに限る。）をいう。
- (3) 石綿粉じん排出等作業 石綿含有材料等が使用されている建築物その他の工作物を解体し、改造し、又は補修する作業をいう。
- (4) 飛散等防止基準 石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するために知事が定める基準をいう。

(県の責務)

第3条 県は、石綿含有材料等の使用の状況等に関する情報を収集するとともに、石綿による県民の健康に係る被害を防止するための施策を策定し、これを実施するものとする。

2 県は、前項の規定により収集した情報を提供するとともに、石綿に関連する相談窓口を設置し、相談に応じることにより、石綿の適正な取扱い及び石綿による健康に係る被害の防止に関する知識の普及を図るものとする。

(事業者がとるべき措置等)

第4条 石綿含有材料等を取り扱う事業者（以下「事業者」という。）は、その事業活動を行うに当たっては、石綿が人の健康を損なうおそれがあるものであることを認識し、石綿粉じん排出等作業その他の行為を行う場合には、石綿の粉じんにさらされる労働者及び周辺住

民の健康に係る被害を防止するため、当該粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための措置を講じなければならない。

2 事業者は、その工場、作業場又は事業場の施設内及びこれらの敷地の境界線における大気中の石綿の粉じんの飛散の状況を、規則で定めるところにより、定期的に調査し、その結果を記録するとともに、これを公表するよう努めなければならない。

3 事業者は、前条第1項の規定により県が実施する施策に協力しなければならない。

(建築物の所有者等がとるべき措置等)

第5条 建築物の所有者（当該建築物について、所有者が、修繕その他の建築物の機能の維持を含めて、その管理を当該建築物の管理者又は占有者に委ねている場合にあっては、当該管理者又は占有者。以下「所有者等」という。）は、当該建築物における石綿含有材料等の使用の有無を把握し、使用されている石綿の粉じんが大気中に排出し、又は飛散しないよう措置を講じなければならない。

2 所有者等は、第3条第1項の規定により県が実施する施策に協力しなければならない。

第6条 学校、病院、百貨店、店舗、事務所、共同住宅（賃貸の用に供されているものに限る。）等の用に供される相当程度の規模を有する建築物で多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして当該建築物の用途、延べ面積等により規則で定めるものの所有者等は、当該建築物のうち多数の者の利用に供する部分（以下「共用部分」という。）に吹付け石綿が使用されている場合にあっては、規則で定めるところにより、共用部分における大気中の石綿の粉じんの飛散の状況を定期的に調査し、その結果を記録するとともに、これを公表しなければならない。

2 知事は、共用部分に吹付け石綿が使用されている場合において、吹付け石綿に使用されている石綿の粉じんが大気中に排出し、又は飛

散するおそれがあると認めるときは、期限を定めて、所有者等に対してそれらを防止する措置を講ずるよう勧告することができる。

3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(石綿粉じん排出等作業の実施の届出)

第7条 石綿粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）を施工しようとする者は、石綿粉じん排出等作業の開始日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により石綿粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 特定工事の場所
 - (3) 石綿粉じん排出等作業の種類
 - (4) 石綿粉じん排出等作業の実施の期間
 - (5) 石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分における石綿含有材料等の種類並びにその使用箇所及び使用数量
 - (6) 石綿粉じん排出等作業の方法
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項ただし書の場合において、当該特定工事を施工する者は、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定による届出には、当該石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物等の付近の見取図その他規則で定める書類を添付しなけ

ればならない。

4 知事は、第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出の内容が飛散等防止基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出の内容を飛散等防止基準に適合するものに変更することを勧告することができる。

(改善命令等)

第8条 知事は、特定工事の施工に伴う石綿の粉じんの処理又は飛散の防止の方法が飛散等防止基準に適合していないと認めるときは、特定工事を施工する者に対し、期限を定めて、当該石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの処理若しくは飛散の防止の方法の改善を勧告し、又は当該石綿粉じん排出等作業の一時停止を勧告することができる。

2 知事は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないで石綿粉じん排出等作業を行っているときは、期限を定めて、当該石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの処理若しくは飛散の防止の方法の改善を命じ、又は当該石綿粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。

3 知事は、前2項の規定による勧告又は命令を受けた者が当該勧告又は命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(注文者の配慮)

第9条 特定工事の注文者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期等について、飛散等防止基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

(廃棄予定量等の届出)

第10条 第7条第1項若しくは第2項又は大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の15第1項若しくは第2項に基づく届出を行う者は、これらの届出に併せて、規則で定めるところにより、石綿粉じん排出等作業により廃棄することとなる石綿含有材料等の種類、廃棄する量及び廃棄の方法（廃棄を委託する場合にあっては、その相手方の名称、所在地等を含む。）を知事に届け出なければならない。

（立入検査等）

第11条 知事は、大気汚染防止法第26条第1項及び第2項に規定するもののほか、この条例を施行するため必要な限度において、所有者等若しくは特定工事を行う者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、所有者等が所有し、管理し、若しくは占有している建築物若しくは特定工事を行っている土地若しくは建築物に立ち入り、その建築物の管理若しくは工事の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（情報の公表）

第12条 知事は、県民の石綿による健康に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、前条の規定による報告の徴収若しくは資料の提出又は立入検査によって得た情報を公表するものとする。

（適用除外）

第13条 第7条及び第8条の規定は、大気汚染防止法第18条の15第1項又は第2項に基づく届出を行う者については、適用しない。

(権限の委任)

第14条 この条例に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

(規則への委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第16条 第8条第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第11条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第19条 第7条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条から第8条まで、第10条、第11条及び第16条から第19条までの規定は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に着手している特定工事に係る第7条第1項の規定の適用については、同項中「開始の日の14日前までに」とあらるのは、「終了する日又は平成17年11月14日のいずれか早い日までに」とする。

(見直し)

3 この条例は、大気汚染防止法その他の法令により石綿による健康被害の防止のための措置が講じられたときは、必要な見直しを行うものとする。

(この条例の失効)

4 この条例は、平成21年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。